

市町村長会議における技術的な事項及び選定手順等に係わる 主な意見とその対応の方向性について

資料 1

栃木県

意見の概要	対応の方向性(案)
1 遮蔽シートは万全か。	処分場は地下埋設型のコンクリート構造であり、2重のコンクリート壁、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置など、何重もの安全対策を施すことに加えて、適切な維持管理・モニタリングを実施することとしており、廃棄物に含まれる放射性セシウム等が漏れ出すことを防止できます。(添付図-1～添付図-9参照)
2 放射能に高濃度汚染された廃棄物の安全な処理方法が確立されていない現在、埋立てによる最終処分ではなく、安全性に責任を持った、地上における暫定保管を考えるべきでないか。	<ul style="list-style-type: none"> 低レベル放射性廃棄物についてはすでに六ヶ所村等でピット処分がされているなど、安全に処分する技術が確立されています。(低レベル放射性廃棄物で放射性セシウム137のみの場合、10万Bq/kg～1000億Bq/kgのものはピット処分されることとされている) 今回計画している最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法に基づく処分基準に従って設置するものであり、当該処分基準は放射線審議会や環境省の災害廃棄物安全評価検討会での審議を経て決められており、安全な処分方法となっております。 具体的には、処分場は地下埋設型のコンクリート構造であり、2重のコンクリート壁、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置などの構造面に加えて、適切な維持管理・モニタリングを実施することにより何重もの安全対策を施します。(添付図-1～添付図-9参照)
3 想定外の異常現象が発生していることを踏まえ、候補地選定に当たっては特に慎重に対応していただきたい。水源、活断層、活火山など、適地とは言えない。これらのリスクのある地域は除外すべき。	自然災害を考慮した安全な処分に万全を期するために避けるべき地域は、「安全等の確保」の観点から、除外地域とすることを検討しているところです。安全等の評価項目及び評価基準(案)は、現在、有識者会議において議論いただいているところであり、今後とりまとめたうえで、市町村長会議において説明していきます。 なお、有識者会議において、異常気象等どの地域においても発生する可能性のある自然災害(台風、竜巻等)については、これらの事象そのものを対象とするのではなく、その自然災害に起因して、地形・地盤の地表面に作用する事象に着目して評価する方向で議論いただいているところです。活断層や活火山の扱いについては、地形・地盤に起因する自然災害により避けるべき地域として除外する方向で議論いただいているところです。
4 選定する場合の除外すべき地域として、水源地や活断層、火山地帯などの除外はもとより、異常気象等に伴う災害による影響など、想定外の様々なリスクも十分考慮し、慎重に対応してもらいたい。	また、水源の扱いについては、埋立地から水を排出しない遮断型構造として、周辺の水源に影響を与えるものではありませんが、安心の確保という観点から、水道用水や農業用水に関する取水口と候補地の距離により評価する方向で議論いただいているところです。

意見の概要	対応の方向性(案)
5 「地域の実情を考慮し」の「実情」と「考慮」とは、具体的に何か。	<p>市町村長会議において、市町村長にご議論いただき、最終処分場等の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項(地域特有の自然災害の存在や貴重な自然環境等の存在、地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件)が合意された場合は、これらの地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域として抽出し、これらの地域を候補地の対象エリアから除外又は優先度を下げていくことを考えています。</p> <p>このため、地域の実情について御意見をいただき、建設的な方向で最終処分場を整備していきたいと考えております。</p>
6 国有地にとらわれず、県有地なども含めて選定いただきたい。	<p>最終処分場等の候補地の対象については、国が責任をもって速やかな施設整備を行うため利用可能な国有林を基本と考えていますが、市町村長会議において利用すべき土地として公有地や民有地が提案された場合には、当該土地も候補地の対象に含めます。</p> <p>また、市町村長会議において、最終処分場の候補地の対象として優先すべき土地の考え方について一定の理解が得られた場合にあっては、これらの考え方を最大限尊重して候補地の選定を進めます。</p>
7 8,000Bq/kg 以上の放射性物質を含んだ廃棄物を、焼却処理している諸外国が存在するのか伺いたい。	<p>8,000Bq/kgは、福島第一原子力発電所事故で環境中に主に放出された核種である放射性セシウムについて放射性物質汚染対処特措法に定められた指定廃棄物の要件に関する基準です。原子炉から通常発生する放射性廃棄物には放射性セシウム以外にも多くの放射性核種が含まれており、我が国でも放射能濃度がある程度高い廃棄物を焼却しています。また、外国においても、スイスやロシアでは放射性廃棄物を焼却処理する施設があります。</p>
8 放射性物質の種類については、セシウム以外に想定しているのか?	<p>放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)に着目しています。平成23年度に文部科学省と農林水産省が実施した調査では、福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質は、セシウム134とセシウム137の量がその他の放射性核種よりも非常に多いと報告されており、今後の被ばく線量評価や除染対策においても放射性セシウム134と放射性セシウム137に着目していくことが適切であると報告されています。</p>

意見の概要	対応の方向性(案)
<p>放射性物質は拡散させないことが原則であり、IAEAの国際的な基準に基づき、原子炉等規制法により、放射性セシウム濃度が、100Bq/kgを超える場合は、特別な管理下におき、低レベル放射性廃棄物処理場に封じ込めてきた。 しかし、福島第1原発事故後、環境省では「8000Bq/kg以下の廃棄物は、安全に分別・焼却・埋設処分等の処理を行うことが可能」という方針を打ち出ましたが、処理基準については、専門家や自治体の間でも見解が分かれている。国は、原発事故以前の通常時の基準である100Bq/kgを、なぜ特措法により8000Bq/kgの基準値としたのか、明確な説明が必要と考える。</p>	<p>原子炉等規制法に基づくクリアランスレベル(100Bq/kg)は、再利用を含め、あらゆる利用を想定して設定された基準であり、これ以下のものは、市場に広く流通させることが可能とされています。 一方で、放射性物質汚染対処特措法に基づく8,000Bq/kgという値は、最も影響を受けやすい埋め立ての作業者であっても年間の追加線量が1mSv/年を超えないことが確認されている値であり、放射性廃棄物を安全に処理するために設定された基準値です。 これらの2つの基準値は、一方は再利用を含めあらゆる想定をしたものであるのに対して、もう一方は廃棄物を安全に処分するために設定された値であり、両者は異なるものです。</p>
<p>指定廃棄物を一時保管している市町においては、その保管する場所の確保について困難を極めている。今後、最終処分場が決定したとしても2~3年の準備期間を要すると思われ、その期間は一時保管が強いられる。この問題を緩和するため、指定廃棄物を減容する技術開発を行い、国のガイドラインとして提示されたい。</p>	<p>放射性汚染廃棄物の処理に関するガイドラインでは、減容化の処理について焼却処理と破碎処理について記述しており、これらの処理により減容化を進めていきたいと思います。 その他の技術についてもご要望があれば、その技術の確認を行った上でガイドラインに位置づけることを検討したい。</p>

